

教員養成の諸問題(Ⅱ)*

—日本の教員養成をふりかえって—

池尾和子** 植田正家***

(理科教育教室)

(奈良県教育センター)

日本における教育養成制度について、ある外国人と討論した。その人は「日本の教員養成の現状で問題となっている主な問題は？」、「日本における教員養成の歴史は？」又「日本の教員養成制度の理論的背景はどうなっているのか？」等々が、開口一番の質問であった。日本の教員養成制度を諸外国と比較し討論する時、まさに当を得た外国人の疑問であり、我々日本人としても、あらためて、伝統や風土、社会的環境に深く根ざした日本の現制度をもう一度、歴史的にかえりみる必要を痛感させられた。そこで、その背景をさぐってみるために、教員養成の歴史をふりかえってみることにした。

1. 日本における教員養成のはじまり

明治維新以前の日本には、学校に相当するものといえば「寺小屋」と呼ばれた(私塾のような)ものが、約16,000 各藩に散在し、当時の一般庶民の教育を司っていた。寺小屋の先生としては、大部分が、仏教の僧侶で、寺の近所の子供を集め、読み、書き、そろばんを教えていた。寺小屋と呼ばれるのはそれ故であり、結果として各宗派の総本山の僧侶達の修業所が、教員(僧侶)養成の大半を荷っていた事となる。ヨーロッパの古い学校がキリスト教の教会の長老や牧師達によって運営されていた事とよく似ていた。この寺小屋の存在が、明治維新後の教育行政の大きい基盤となったことは有名な事実である。

明治元年(1868)3月14日、明治天皇は、次の五事を天神地祇に誓われ、明治新政の綱領を示された。我が国の教育の根本方針もまたこの中に含まれており、明治以後の教育制度は、ことごとく、この国是によって定められたといえる。

五ヶ条の御誓文：

1. 広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ
1. 上下心ヲ一ニシテ盛ニ経論ヲ行フヘシ
1. 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
1. 旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

* The Problems of Teacher Training (Ⅱ)

2. Looking back at teacher training in Japan

** Kazuko Ikee (Department of Science Education, Faculty of Education, Nara University of Education)

*** Masaie Ueda (Nara Prefectural Education Center)

1. 知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

明治維新以後最初の小学校の開設をみたのは、11月(1868)設立の沼津兵学校附属小学校である。この小学校は徳川家が藩の兵学校として建てた学校の附属小学校で、そこに初等教育を修めたいと希望する一般庶民を収容し、近代的小学校の第1歩を即した。

明治2年2月5日、各府県道庁に対し「府県施政順序」を指示した布告の中に「小学校ヲ設クル事」の一項がある。府県に設くべき小学校は、中学や大学のための基礎教育としてでなく、国民全般に小学教育を普及させ、新時代の政治情勢に適応させる教育を考えていたのであった。

明治4年(1871)7月廃藩置県が断行され、東京に文部省が設置され、近代教育制度の第1歩をふみ出した。それまで各(藩)地方に分散していた教育自治が、文部省により、全国の学校が管轄される一つの教育自治体となったことは、日本の現在の教育を考える時、見逃すことの出来ない節と考えられる。明治維新当時の諸外国の小学校の制度一つを例にとってみても、ドイツ、イギリス、フランス、アメリカ等の国も、州自治であり、それぞれ州独自の教育行政をとっていたのに、日本が当時、1国1教育行政を引いたことは、特筆すべき一大事であったといえる。

明治5年(1872)6月24日に「学制」が頒布された。「学制」は明治維新の国是を教育上実現させるための具体方策で、学区、学校、教員、生徒及び試業、海外留学規則、学費等、すべてのことを網羅し、全編、109章からなっている。同日出された太政官指令には、学制着手の順序として次のことが、かゝげられてある。

1. 厚ク力ヲ小学校ニ可事
2. 速ニ師表学校ヲ興スヘキ事
3. 一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムヘキ事
4. 各大学中、漸次中学校ヲ設クヘキ事
- ：

9. 反訳ノ事業ヲ急ニスル事

の簡条が掲げてある。即ち、小学校を先にして、中学校は徐々に起すこと、については師範学校を起すこと、また日本の教育では男女機会均等であるべきであるとしている。また翻訳の事業を急ぐことなども示している。明治のこの期にすでに男女機会均等をうたいながら、その後約80年間、なかなか実現出来ず、昭和22年再び、改めて男女機会均等がうたわれた事を考えれば、この「学制」にあらわれた男女機会均等の項は注目に値するものである。

明治5年、同じく小学校教員養成のため、文部省は、東京の昌平校内に男子師範学校を設立し、引続き、明治8年(1875)、東京女子師範学校が開設された。男子師範学校の最初の生徒募集公告は、次のようであった。

「今般東京ニ於テ師範学校ハ小学ノ師範タルベキモノヲ教導スル所ナリ。全体人ノ学問ハ身ヲ保ツノ基礎ニシテ順序階級ヲ誤ラズ才能技芸ヲ成長スルニアリ。依テ益々小学ヲ開キ人々ヲシテ務テ学ニ就カシムルノ御趣旨ニ候処差向小学ノ師範タルベキ人ヲ養ヒ候義第一之急務ニ有之、且外国ニ於テモ師範教育ノ設ケ有之ニヨリ其意ヲ取り外国教師ヲ雇ヒ彼国小学ノ規則ヲ取テ新ニ我国小学課業ノ順序ヲ定メ、彼ノ成法ニ因テ我教則ヲ立テ以テ他日小学師範ノ人ヲ得ント欲ス。

今立校ノ規則ヲ定ムル事右ノ如シ

1. 外国人1人ヲ雇ヒ之ヲ教師トスルコト

1. 生徒24人ヲ入レ之ヲ師範学校生徒トスルコト

1. 別ニ生徒90人ヲ入レ之ヲ師範学校付小学生トスルコト ……云々」

創立当初の校長は諸葛信澄で、南校の教師、米国人スコットを迎え、生徒の教育は一切この人に任せた。スコットはアメリカの師範学校出身で、初等教育に経験があるというので、授業の方法は、すべてアメリカでやる通りの事をやらせた。スコットが英語で、アメリカの読本を教えるのを、南校の坪井玄道が、一々通訳をして生徒に教えた。

明治6年(1873)2月、既定の方針により、師範学校内に新に付属小学校を起こし、6才より7才の児童72人を入れて、4月より、授業を開始した。スコットが、我が国の事情に適する教育内容と方法を案出しようと、師範学校の生徒が、付属小学校において実際授業することにより研究した。スコットが講堂において、アメリカから持参した教具や掛図、教科書類の使用法等を通訳を通じて、多数の生徒を相手に伝習した。従来、寺小屋での先生と生徒の一对一、乃至は少人数相手の授業と比較し、これが新しい一斉教授法として、地方の師範学校にも伝わり、伝習をうけて、生徒を訓練するようになった。この結果、教室に黒板が入れられ、洋式の椅子、テーブルが次ぎ次ぎと取り入れられる様になった。

当時の小学校は上等および下等の二つに分けられ、それぞれ、6ヶ月単位の習業を定め、8級、すなわち4年間、それぞれ存学し、毎週日曜日を除き、1日5時間、週30時間の課程とし、学制に規程した学課を各学級に担当し、運営された。

明治8年(1875)の文部省第3年報によれば、2万余の小学校の校舎のうち、約40名が寺院約33%が民家で、新築の校舎は、僅に18%にすぎないとある。小学校の校舎の7割以上が、従来の建物をそのまま小学校に改めたと見てよい。「学制」実施後、数年にして、2万数千の小学校の設置と2百万に及ぶ児童の就学を見るに至ったことは驚くべきことである。明治時代の学校教育を語られる時、どんな田舎にいても、一番大きい建物をみれば、その当時小学校の建物だったと思えばよいと言われていた。その当時、教育に投資された金額の大きかった事も想像出来る。諸外国の小学校の建物は、現在でもそんなにめだって大きい建物がない事と考え合せると、明治時代の教育行政が、100年も昔の事であり乍ら現在でも恥かしくない行政だったといえる。

すでに述べたように、小学校を下等小学、上等小学とし、児童の年齢は6才より10才までが下等小学、10才から14才までが上等小学校に在学した。そしてその当時小学校には、「理科」という学科はなく、「理学」に関する教授が行われていた。

小学校に引続き、中学校が、明治3年(1870)より東京、京都において開設され、明治8年(1875)中学校教員養成のために東京師範学校内に中等師範科を設け、教員の養成を計画した。引き続き各地に府県立の師範学校が設立された。学制の規定では、中学教員は大学で養成することとなっているが、大学が未設立の当時師範学校内に、中等師範科(当初修業年限2ヶ年半)を置き、8月より授業を開始した。(修業年限は明治10年より半年づつ延長され小学師範科2ヶ年半、中学師範科3年となった)

明治9年東京女子師範学校に附属幼稚園が付設され、引続き保母養成のため、明治11年(1878)「幼稚園保母練習科規則」(修業年限1ケ年)を制定した。

明治10年(1877)の西南戦争以来、政府も極度の財政難に陥り、民間も貨幣価値の下落・物価の暴騰により、著しく疲弊をきたしたので、一般の父兄は、学校をきらい、その子弟の学資負担をいとうようになった。明治5年東京師範学校の生徒は1人につき1ヶ月10円附属小学校の生徒はそれぞれ1ヶ月8円の官費を割当てられていた事より教育に必要な金額が想像できる。そこで学制を改正し、教育費軽減を計り、地方の実績を勘案し、明治12年(1879)教育令が公布された。小学校は上・下の小学校にゆかずとも4年間のみでもよい。(即ち16ヶ月：1年に4ヶ月づつ)上等小学校には、ゆかなくても、普通家庭で教育を受ける道があれば、それを就学と認める、といった簡単なものであった。この発想はイギリスで現在実施されているサンドイッチコースとアイデアが同一であり卓抜した考え方だと感心させられた。

2. 免許制度

2.1 免許制度のはじまり

更に明治13年(1880)改正教育令が出された。この改正令によって我が国の教員の免許制度がはじまった。

第六条 師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス

第三十三条 各府県ハ小学校教員ヲ養成センガ為ニ師範学校ヲ設置スベシ

と規定し、府県に師範学校設置の義務を負わせたが、しかし師範学校の内容をました一般的規程はなにもなかった。

明治14年(1881)8月19日、文部省達第29号を以て師範学校教則大綱が定められた。そのカリキュラムについては表1に示すことにする。

第一条 師範学校ハ小学校教員タルニ必須ノ学科ヲ授クル所トス

第二条 師範学校ヲ分テ初等中等高等ノ三トス

第三条 初等師範学科ハ修身、読書、習字、算術、地理、物理、教育学、学校管理法、実地授業及唱歌、体操トス、但唱歌ハ教授法等ノ整フヲ待テ之ヲ設クベシ、以下ニ従フ

第四条 中等師範学科ハ修身、読書、習字、算術、地理、歴史、図画、生理、博物、化学、幾何、記簿、教育学、学校管理法、実施授業及唱歌、体操トス

第五条 高等師範学科ハ修身、読書、習字、算術、地理、歴史、図画、生理、博物、物理、化学、幾何、代数、経済、記簿、本邦法令、心理、教育学、学校管理法、実地授業及唱歌、体操トス

第七条 高等師範科卒業ノ者ハ小学各科ノ教員タルヲ得ベク、中等師範科卒業ノ者ハ小学中等科及初等科ノ教員タルヲ得ベク、初等師範科卒業ノ者ハ、小学初等科ノ教員タルヲ得ベキモノトス

第八条 師範学科ヲ修メントスル生徒ハ 品行端正、¹⁾ 体質強健・年令十七年以上ニシテ、小学中等科卒業以上ノ学力アル者タルベシ

表 1 師範学科カリキュラム

(明治14年8月19日, 師範学校教則大綱より)

通計	体操	実地授業	教育心理学 教育管理法	心理	本邦法令	記簿	経済	代数	幾何	化学	物理	博物			生理	図画	歴史	地理	算術	習字	読書	修身 付礼儀	学科			
												金石	植物	動物									初等二級	初等四級		
二八																			二	六	六	一〇	四	高等八級	初等二級	第一年
二八		六	八								二				二	二	二	二	六三	四二	六三	四四	高等七級	初等四級	第二年	
二八											二		二		二	三			五	三	六	三	高等六級	中等三級	第三年	
二八						二					二	二	二		二				三	二	六	三	高等五級	中等二級	第四年	
二八						二		二	三	二					二	三	二	二	三	二	六	三	高等四級	中等一級	第一年	
二八					二		三	二		二					二	二	三	二	三		六	三	高等三級		第二年	
二八				二						二					二						八	三	高等二級		第三年	
二八		一八	六	二																		二	高等一級		第四年	
高中初等 二二四五六 四〇六		高中初等 一一八五六	高中初等 一一二八八	高等 四	高等 二	高中等 四二	高等 三	高等 四	高中等 三二	高中等 四二	高中初等 四四二	高等 五二	高中等 四四	高中等 四四	高中等 六二	高中等 一〇六	高中等 一一五	高中初等 六四二	高中初等 二一六〇九	高中初等 一一七五八	高中初等 四二八八三	高中初等 二一五八八		間比較	授業時	各学科

体操ハ適宜之ヲ授クベシ、表中第二段ニ朱書(コロニ〇附シタ)セルモノハ初等科一級生ノミニ之ヲ課シ
 第五段ニ朱書セルモノハ(コロニ〇附ス)中等科一級生ノミニ之ヲ課ス(印ハ合併ノ符ナリ)

但シ、年齢ハ土地ノ情況ニ因リ十五年以上トスルモ妨ゲナシ、又初中等科卒業ノ者ハ高等師範学科第四年級ニ入ルコトヲ得

第十三条 師範学科卒業証書ハ七箇年間其効ヲ有スルモノトス

但シ師範学校ニ於テハ本文七箇年ノ後卒業証書ヲ請フ者アルトキハ現ニ施行スル所ノ教則ニ抛リ更ニ其学力ヲ試験シ且其品行等検定ノ上合格ノ者ニハ卒業証書ヲ与フベキハ勿論タルベシ

第十四条 高等若クハ中等師範学科卒業証書ヲ有スルモノニシテ七箇年以上小学校教員ノ職ニ従事シ、学力優等、授業練熟、品行端正²⁾ノ証跡アル者ニハ、試験ヲ須ヒズ終身有効ノ卒業証書ヲ与フベシ

第十五条 師範学科卒業証書ヲ有スル者ニシテ品行不正ノ証跡アルトキハ其卒業証書ヲ没収³⁾スベシ

以上の様に小学校の教員は師範学校の卒業証書を有するものを原則（改正教育令38条）としたが、卒業証書の所有者でないものでも、府知事、県令により教員免許状を得たものは、その府県において教員となることが出来た（同令38条但し書の規定）。上記の師範学校の卒業証書も有効期限七ケ年と規定されていると同様、検定によって免許状を授与されたものの有効期限は5ケ年であった。この様にして、日本の教員免許制度は整然と一步をふみ出した。第八条及び第十五条よりわかる様に、教員を養成するにあたり教員の品行が端正である事、即ち徳育重視の傾向が伺いられる。

明治19年4月、森有礼文部大臣は従来の改正教育令並びに各教則を廃し新たに師範教育令^{*}、小学校令、中学校令及び諸学校通則を制定、勅令をもって之を公布した。即ち、森有礼文部大臣は師範学校を画期的に改造した。

文部省直轄の東京師範学校に残された中等師範科を改造して高等師範学校と改め、府県立、師範学校を尋常師範学校と改称した。まづ制度の改革中その主要な点をあげる。

1. 師範学校は教員たるべき者を養成する。たゞし生徒をして順良、信愛、威重を養せしむることに務むること。
1. 尋常師範学校は高等小学卒業をもって入学資格とし、その修業年限を3カ年とする。同女子部は尋常師範学校2年修了をもってその入学資格とし、その修業年限を4カ年とすること。
1. 高等師範学校卒業生は尋常師範学校及び教員に任すべきものとし、尋常師範学校卒業生は、公立小学校長および教員に任ずべきものとする。たゞし、時宜により各種の学校長および教員に任ずることを得る。
1. 尋常高等師範学校男女生徒はこれを寄宿舎に収容し、その学資金一切（食料、被服、装身具、学用品、日用品、小遣等）官公費をもってこれを支給すること。

脚注 1) 2) 3) アンダーライン筆者

※明治17年8月中学校師範学校教員免許規程が制定されたが、明治19年4月師範教育令がしかれたので、同年12月廃止された。

1. 尋常高等師範学校生徒は卒業後男子は10か年、女子は5か年教職に就く義務を負わせられる。
1. 尋常師範学校の学科は倫理、教育、国語、漢文、英語、数学、簿記、地理、歴史、博物、物理、化学、農業、手工、家事、習字、図画、音楽、体操とする。そのうち農業、手工、兵武体操は男子のみ課し、家事は女子にのみ課す。

高等師範学校は男子師範科及び女子師範科の二つに別れ、男子師範科は、理化学科、博物学科及び文科の三科とし、生徒の希望によってその一つを選ばしめ、やや専門的にその中の諸学科を修めさせる。女子師範科の学科は倫理、教育、国語、漢文、英語、数学、簿記、地理、歴史、物理、化学、家事、習字、図画、音楽、体操とする。

1. 尋常師範学校生徒は身体強壯にして高等小学校卒業以上の学力ある年齢17才以上20才以下の者で、郡区長の薦挙に拘わる者と、直に学校に願出る者との2つあり、生徒は、はじめ試験生として1か月以上3か月以内仮入学を許し、その資質、品行を審査の上適当と認むる者に限り本人の入学を許すこと。高等師範学校の生徒は、すべて府県知事の薦挙せる者につき学校長これを選抜すること。

ここにおいても、教員たるべきものは以前にも増し、人格の円満さを要求されていることがわかる。

明治19年4月10日勅令第13号の師範学校令を参考のためその内の一部分を書き出す。

第一条 師範学校ハ教員トナルベキモノヲ養成スル所トス 但生徒ヲシテ順良、信愛、威重ノ氣質ヲ備ヘシムルコトニ注目スベキモノトス

第二条 師範学校ヲ分チテ高等尋常ノニ等トス 高等師範学校ハ文部大臣ノ管理ニ属ス

第四条 高等師範学校ノ経費ハ国庫ヨリ尋常師範学校ノ経費ハ地方税ヨリ支給スベシ

第六条 師範学校長及教員ノ任期ハ五箇年トス 満期ノ後猶ホ継続スルコトアルベシ

第七条 尋常師範学校長ハ其府県ノ学務課長ヲ兼スルコトヲ得

第九条 師範学校生徒ノ学資ハ其ノ学校ヨリ之ヲ支給スベシ

第十二条 師範学校ノ学科及其程度並ニ教科書ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

明治19年5月16日文部省令第9号で上記十二条に基く尋常師範学校の学科及其程度が定められた。

理科に関するもののみあげる

第二条 各学科ノ程度左ノ如シ(理科のみあげる)

博物 植物ハ総論、根茎枝葉花実ノ形論及其作用、生活、種類、分類法、解析法、記述法、採集法ノ要旨及隠花植物形質ノ概略

動物ハ総論 有脊動物及無脊動物中ノ主要ナル諸綱ノ論及其解剖ノ初歩、人身生理ノ要旨

鉱物ハ総論 形像、化学及物理上ノ性質等及燃鉱類、金鉱類、石鉱類、歯石類ノ諸論 普通鉱物鑑識ノ概略

物理化学 物理ハ総論 力学、物質論、熱学、音響学、光学、越歴学、磁気学ノ要略

化学ハ非金属 金属中重ナル諸元素及其ノ化合物ノ製法性質及工業上重要ナル有機物ノ性質等ノ要略

明治21年(1888)8月21日文部省訓令第1号を以て尋常師範学校設備準則が定められた。

明治22年(1889)10月25日文部省令第8号を以て尋常師範学校の学科及其程度中に改正を加え、別に女生徒に課すべき学科及其程度が定められた。

明治25年(1892)7月11日文部省令第8号を以て尋常師範学校の学科及其程度、女生徒に課すべきものも改正せられた。

明治37、38年の戦争により、明治40年小学校令の一部の改正が行われ、義務教育が延長せられ、尋常小学校が6ケ年となり、歴史、地理、理科等が課せられるようになった。

師範学校規程も定められた、その主なる事項は次のごとくである。

第一条 師範学校に於テハ、師範教育令ノ旨趣ニ基キ特ニ左ノ事項ニ注意シテ其ノ生徒ヲ教養スベシ

1. 忠君愛國ノ志氣ニ富ムハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス 故ニ生徒ヲシテ平素忠孝ノ大義ヲ明ニシ 國民タルノ志操ヲ振起セシメンコトヲ要ス
2. 精神ヲ鍛鍊シ徳操ヲ磨練スルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス 故ニ生徒ヲシテ平素意ヲ此ニ用ヒシメンコトヲ要ス
3. 規律ヲ守リ秩序ヲ保チ師表タルベキ威儀ヲ用フルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス 故ニ生徒ヲシテ平素長上ノ命令訓誨ニ服従シ起居言動ヲ正シクセシメンコトヲ要ス
6. 学習ノ方法ハ偏ニ教授ノミニ憑ラシムベキモノニアラズ 故ニ生徒ヲシテ 常ニ自ラ 学識ヲ進メ技芸ヲ研クノ習慣ヲ養ハシメンコトヲ務ムベシ

第十五条 博物ハ天然物ニ関スル知識ヲ与ヘ 其ノ相互及人生ニ対スル関係ヲ理會セシメ且小学校ニ於ケル理科教授ノ方法ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス

この第1条1にうたわれている、忠君愛國の志氣に富むは教員たる者に在りては殊に重要とす云々とあるが、明治維新以前の約200年鎖国の夢をむさぼっていた日本にとり、明治27、28年および明治37、38年の戦後は、国民にとって、始めて外国を意識した大事件であった事はいうまでもない。その時期に於て、外国に対する自国の防衛、自国の保持が強く叫ばれた結果、教員たるものは……と新しい教師像が誕生した。また戦後によりわが国は万般の方面に一大躍進をなしたので教育上においても国民一般の教育程度を高めなければという与論があり、義務教育も前に述べた通り6ケ年に延長した。高等小学校は修業年限2ケ年のものを本体とし、修業年限を3ケ年にすることを得とした。

一方諸学校令の制度と免許制度が、明治19年の改正教育令の廃止以後、明治40年までどんなに変遷したか、アウトラインのみ振りかえることとする。

明治19年(1886)改正教育令が廃止され、逐次、帝国大学令、師範学校令、小学校令および中学校令、並びに諸学校則が制定され、こゝに始めて学校の体系が勢えられるようになったのは既に述べた通りである。なお諸学校通則第4条で、すべて教員は免許状を有していなければならぬと明記され、免許主義の原則が一応この時点で確立された。

明治19年12月、中学校師範学校教員免許規程を廃し、尋常師範学校、尋常中学校および高等学校教員免許規程を制定した。高等師範学校卒業者であつて、文部省の検定を得たものに免許状を

授与し、更に免許状の種類を三段階と分け、本人の勤務成績により逐次上級免許状を与えるように定めた。

さらに明治23年改正小学校令第8章小学校長および教員の章に、本科教員、専科教員および正教員、准教員の区別を設けるとともに、小学校教員免許状に関する規定をおいた。

明治25年(1892)尋常師範学校教員免許規則を定めた。明治27年(1894)、明治29年(1896)、明治32年に免許規則等が変えられたが、明治33年3月勅令で、教員免許令が制定され、同時に教員の検定委員会官制の公布があった。以後、本令が、昭和22年学校教育法で廃止されるまで、中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状、実業学校教員免許状、高等学校高等科教員免許状(大正7年高等学校令および大正8年高等学校教員規程施行以後であり、これらの命令によるもの)高等女学校高等科および専攻科教員免許状(大正9年(1920)より)は、この教員免許令に基いて授与された。

明治41年(師範学校)中学校高等女学校教員検定規程を定めた。(師範学校は昭和18年師範教育令改正の際削除)

免許制度に関係ある法令は(紙面の都合で)表2にまとめた。

明治13年始めて教職員の免許に対しての法令が公布され、昭和24年現行の教職員免許法までの間の変遷をかえりみ、何が主眼され何が要求されて変化してきたかを考えてみたが、結論らしいものには到らなかった。法令としての変化でなく、今後、その時代時代にこの法令にかかわりのあった先生方々より、直接お話しを伺い、次に教員養成と免許法とのかかわりを、もっとはっきりした形で表現したいと考えている。

2.2 大正時代より昭和へ

大正14年(1926)に日本学術会議が発足した。理科教育の視点よりみれば、日本学術会議が、理科教育に非常な肩入れをし、各地で講演会、ウォークショップ、実地見学等が開かれ、学者、現職教員、生徒児童等も参加し、活発な活動が行われた。これらについては次に述べる。

昭和12年(1937)2月10日に公布せられた教育審議会官制には、「教育の内容及制度を審議し其の刷新を図らしむる必要を認め云々」とある。教育審議会第一回総会の近衛首相のあいさつの中に「凡そ、教育は国家の基本的要務であって、総ての国家活動、国民生活及び国民文化を皆その基礎をここに置くのであります。云々」に引続き、昭和13年(1938)に「国民学校、師範学校及幼稚園に関する件」が答申せられた。

「凡ソ 教育ハ 第一ニ教師其ノ人ヲ得ルヲ以テ要諦トス……………」

また第十回総会に於ても、「これがため抽象的知識の詰込を排除し、教育をして体験を基礎とする具体的ものたらしめ、もって知育の徹底を期すると共に創造的実践的なる国民性を陶冶するにつとむべきであります。教育は本来、知識と実行、精神と身体とを一つにして肇国以来の道を行ずるものでなくてはなりません……………」と述べている。

また師範学校に関する要綱説的の中に見逃すことの出来ない項がある。第二十項において「教員再教育に関する恒久的制度を確立し、教員をして、すべて5年毎に3ヶ月程度の期間にわたり、必

要なる研修をなさしむることとした。その他必要に応じ適宜短期の講習をなすべきことは申すまでもありません。再教育の方法に関しても、委員会の議論を見たのでありますが、単なる講演講習に予るがごときことなく、教育の実地経験の上に真摯なる研究を遂げ、学行一体とせる修練を積みしむることが肝要であります」とある。

2. 3 現在の免許法

第二次世界大戦後、昭和22年(1947)11月6日の教員養成に関する建議により、免許状を授与する資格に大学に在学する年数を重視し、すべて大学4年の課程を修了した者をもって、幼稚園から高等学校に至るまでの全ての教員にあててを理想とした。然し1年または2年の課程を修了した者にも一定の免許状を授与する資格を与えるように定められた。また、教員となるための教職教養を重視し、教科の専門的な教養のほかに教職教養を履修しなければ大学を卒業しても免許状を与えないことにした。

昭和24年(1949)5月31日法律第147号により、免許法が制定された。教育基本法および学校教育法の制定により、従来の学校制度を全廃すると共に従来の教員免許令も廃止された。教員の資質の保持と向上を図るために免許法認定講習、大学の公開講座、通信教育を受講し、単位を修得し一定の経験年数を得るときさらに上級の免許状や異種の免許状を取得することが出来るようにした。

3. 教員養成の歴史をふりかえって

明治のはじめより、第二次世界大戦以前の教員養成をふりかえってみて、教員の養成目的は徳育を重視し、その人格陶冶を期し、教員の地位が名誉職的色彩をおび、一般の人の尊敬を集めるに足る様配慮されすべての制度が施行された。

その間特筆すべき事項をあげてみると

1. 男女機会均等
2. 徳育を重視すること
3. サンドイッチコースをみとめるアイディア
4. 官費による教員養成
5. 師範学校の卒業証書の有効期限を7年間、同様、検定の検定証の有効期限を5年間としたこと
6. 外人教師を雇い、外国翻訳の教科書を用い、世界に知識を求めたこと
7. 日本の学術会議が、理科教育にとくに力を入れたこと
8. 外国に対して日本の国としての自覚が生まれた時点での愛国意識発生下の教育であったこと
9. 教員の再養成について、5年に3ヶ月程度のいわゆるサバティカルイヤーをはっきり文章として、表現したこと
10. 教員の給料についても、社会での対面を保つ最低以上に給与が確保されるよう考慮されていたと同様、社会的な地位についても配慮された等々

現在これらの事実をふりかえってみて、どの項目の一つをとってみても現在問題となっている主題目に等しい。男女の機会均等、徳育を重視すること、サンドイッチコースをみとめること（小学校でなく、高校、大学の地点で）教員の給料の増額、教員の再教育のためのサバティカル イヤーの実現等、どんな経路、いきさつによって、消失したのだろうか？ 5年に3ヶ月程の再教育の期間をこれほどはっきり表現されていながら、どうして戦後にもついで現われずに、消失したのには、どんな問題があったのか？ これらの理由を考えることが、日本の教員養成の問題を根本的に考え直すことになるのではなかろうか？

免許制度や検定制度については、「開放制」の方がよいとか、「閉鎖制」の方がよいとかの議論もある。しかし、戦後一応「開放制」をとっている現在、両者についてどちらがよいかの議論よりも、よりよい先生を得るためには、これから巣立ってゆく学生にも、現職の教員にとっても、もう一度明治維新の時点まで歴史的に逆もどりし、冷静にこれらの制度をふりかえってみることの方が重要な問題ではなかろうか。

教育基本法の中の「教員は全体の奉仕者であって……」の項をどうとらえるべきか？ 歴史の流れとともに教育に対する考え方も、教員に対する考え方についても、いろいろの変化がみられる。その変化の中において、小さい問題としては、教員の物給与問題（人材確保法等）サバティカル イヤーの問題、認定講習における財政的裏付け、各教科の内容整備等、また大きい問題としては、教員養成のカリキュラムを如何にすべきか、徳育知育のバランスは如何にすべきか、教育系大学と一般大学との格差是正、教員養成系における大学院を如何にすべきか等々をその変遷にふさわしいものとして、とらえてゆくために如何に努力すべきかが今後に残された問題である。

まづ他の国と比較する前に我が国の教員養成の歴史をさらにふりかえり、昔も今も変わらない問題について、検討をつづけている。

最後にこの稿をまとめるにあたり、奈良県教育委員会教職員課長大島寛氏及び同課久保雅道氏に多数の資料をおかりしたことを感謝する。

文 献

- 教育職員免許制度の研究 吉川吉之助著
- 教育職員免許法同法施行法解（法律篇） 玖村敏雄編著
- 教育職員免許法制度の解説 奈良県教育委員会
- 教育職員免許法及び同法関係法令集 文部省
- 日本の理科教育史 堀 七蔵著
- 学制50年史、80年史 文部省

表 2

教育職員免許制度に関係ある法令

○改正教育令	明治13年	明治19年廃止	
○中学校、師範学校教員免許規程	明治17年8月	明治19年12月廃止	
○尋常師範学校尋常中学校及び高等女学校教員規則	明治19年		
○改正小学校令	明治23年		
○尋常師範学校教員免許規則	明治25年		
○尋常師範学校、尋常中学校、高等女学校教員検定委員規程及び教員免許検定に関する規定	明治27年		
○尋常師範学校、尋常中学校、高等女学校教員免許規則制定	明治29年	第 3 条	教員免許状は、教員養成の目的を以て、設置したる官立学校の卒業者又は教員検定に合格したる者に文部大臣之を授与する
○中学校令及び高等女学校令公布	明治32年		
○教員免許令	明治33年3月31日 勅令第134号	第 4 条	教員検定は、試験検定及び無試験検定とし、教員検定委員之を行なう
○専門学校令	明治36年3月27日 勅令第61号		
○公立私立実業学校教員資格に関する規程	明治40年9月21日 文部省令第28号	検 定	試験検定 無試験検定 国民科修身、国語、歴史、地理、理数科数学、物象、生物、家政科家政、育児、保健、被服、体錬科体操、芸能科音楽、書道、図画、工作、実業家〜農業、工業、商業、水産 外国語〜英語、独語、仏語、支那語、マライ語
○(師範学校)中学校高等女学校教員検定規程	明治41年11月26日 文部省令第32号		
○実業学校教員養成規程	大正4年3月31日 文部省令第7号	第一 条	農業、商業、工業、水産教員養成
○高等学校令	大正7年		
○高等学校教員規程	大正8年		
○実業補習学校教員養成所令	大正9年10月30日 勅令第521号		修業年限1年及至2年
○実業学校教員検定に関する規程	大正11年1月24日 文部省令第4号	検 定	試験検定 無試験検定
		検定科目	実業に関する学科目

○ 公立私立盲ろう学校規程	大正12年 8月29日	文部省令第34号	第 1 条	盲ろう学校教員 1.東京盲ろう学校の師範部、普通科甲種又は師範部技芸科を卒業した者 2.文部大臣の指定した者 3.文部大臣の認可した者 初等部教員 1.東京盲ろう学校の師範部、普通科乙種を卒業した者 2.文部大臣の認可した者
○ 幼稚園令	大正15年 4月22日	勅令第 74号	第 1 1 条	幼稚園教員免許状は、地方長官に於て幼児の保育を掌る幼稚園職員の検定に合格した者に授与し、全国を通して有効とす 検定及び免許状に関する規程は文部大臣之を定む
○ 青年学校教員養成所令	昭和10年 4月 1日	勅令第47号	第 1 条 附 則	青年学校の教員たるべき者を養成 修業年限 2年 実業補習学校教員養成所令は之を廃止する
○ 青年学校教員養成所規程	昭和10年 4月 1日	文部省令第6号		
○ 青年学校教員資格規程	昭和10年 4月 1日	文部省令第5号	第 1 条	1.青年学校教員養成所を卒業したる者 2.実業学校の教員たることを得る資格を有する者 3.小学校本科正教員又は小学校専科正教員の免許状を有する者 4.文部大臣の指定したる者
			4 章 職 員 第 1 8 条	国民学校職員は国民学校教員免許状を有する者 教員免許状は師範学校を卒業し、又は国民学校職員たる地方教官若は准教員の検定に合格したる者に地方長官之を授与す 養護教員免許状は国民学校職員たる地方技官の検定に合格したる者に地方長官之を授与す
○ 国民学校令	昭和16年 3月 1日	勅令第148号	国民学校教員免許状	1.国民学校本科教員免許状 国民学校の全教科 2.国民学校初等科教員免許状 国民学校初等科の全教科 国民学校の国民科、理数科以外の教科中の 1 科目 3.国民学校専科教員免許状 若は数科目又は国民学校令第 4 条第 7 項の規定により設けられた科目に付指導 4.国民学校本科准教員免許状 国民学校の全教科に付地方長官の行う教育を助くる 5.国民学校初等科准教員免許状 国民学校初等科の全教科に付き地方長官の行う教育を助くる

○ 高等師範学校及び女子高等師範学校規程	昭和18年3月8日	文部省令第7号	—
○ 師範学校令	昭和18年3月8日	勅令第109号	師範学校 第1条 国民学校教員たるべき者の錬成 第2条 修業年限 本科3年 予科3年 高等師範学校 中学校高等女学校の教員たるべき者の錬成 修業年限 4年 青年師範学校 青年学校教員たるべき者の錬成 修業年限 3年
○ 国民学校・青年学校及び中学校の教員の検定及び資格に関する臨時特例	昭和19年2月17日	文部省令第4号	第1条 国民学校令施行規則の規定により訓導及び准訓導の無試験検定 第2条 青年学校教員資格規程 第3条 中学校高等女学校教員又は実業学校教員の無試験検定
○ 臨時教員養成所規程	昭和19年3月10日	文部省令第8号	第1条 臨時教員養成所には歴史、地理科、数学科、生物科、物象科、家政科、体錬科の中1学科又は数学科を置く 第2条 修業年限は3年とす
○ 青年師範学校規程	昭和19年3月23日	文部省令第11号	—
○ 教員養成諸学校官制	昭和21年4月1日	勅令第208号	○ 東京、広島、金沢、岡崎、高等師範学校 ○ 東京、奈良、広島女子高等師範学校 ○ 東京農業教員専門学校 ○ 東京体育専門学校 ○ 各都道府県、師範学校及び青年師範学校 ○ 農業教員、工業教員、商業教員、水産教員養成所
○ 教育職員免許法	昭和24年5月31日	法律第147号	—